

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書  
**【提出先】** 関東財務局長  
**【提出日】** 2019年6月28日  
**【会社名】** 株式会社ゴルフ・ドゥ  
**【英訳名】** GOLF・DO CO., LTD.  
**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 伊東 龍也  
**【本店の所在の場所】** 埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号  
**【電話番号】** 048-851-3111（代表）  
**【事務連絡者氏名】** 経営管理本部長 並木 健二  
**【最寄りの連絡場所】** 埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号  
**【電話番号】** 048-851-3111（代表）  
**【事務連絡者氏名】** 経営管理本部長 並木 健二  
**【縦覧に供する場所】** 株式会社名古屋証券取引所（セントレックス）  
（愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 1 【提出理由】

2019年6月25日開催の当社第32期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2019年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

(会社提案)

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件  
選任予定の候補者は次のとおりです。

伊東 龍也

松田 芳久

佐久間 功

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
選任予定の候補者は次のとおりです。

小澤 幸乃

志村 孝典

安野 憲起

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
選任予定の候補者は次のとおりです。

遠藤 恵子

第4号議案 会計監査人選任の件  
選任予定の候補者は次のとおりです。

監査法人和宏事務所

第5号議案 当社及び当社子会社の従業員に対して特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を発行する件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

(会社提案)

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	個	個	個	%	
伊東 龍也	13,706	220	0	98.42	可決
松田 芳久	13,707	219	0	98.42	可決
佐久間 功	13,710	216	0	98.44	可決

(注) 決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

(会社提案)

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成比率	可否
第2号議案	個	個	個	%	
小澤 幸乃	13,100	826	0	94.06	可決
志村 孝典	13,101	825	0	94.07	可決
安野 憲起	13,098	828	0	94.05	可決

(注) 決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

(会社提案)

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成比率	可否
第3号議案	個	個	個	%	
遠藤 恵子	13,103	822	0	94.09	可決

(注) 決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

(会社提案)

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成比率	可否
	個	個	個	%	
第4号議案	13,111	814	0	94.15	可決

(注) 決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第4号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

(会社提案)

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成比率	可否
	個	個	個	%	
第5号議案	13,029	895	0	93.57	可決

(注) 決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の決議をもって行う。

- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由  
事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの、集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。